

発展サポート 保証

(中小企業成長発展支援保証制度)

生産性向上や更なる成長を遂げるために、
大口かつ長期的な資金を支援します。

利用要件を緩和しました！

- ◆ 保証限度額 最大2億円
- ◆ 最長10年の一括返済可能
- ◆ 新規借入でもご利用可能

ご利用には審査が必要です。まずは、お気軽にご相談ください。
(専用様式による相談は不要になりました。)

 川崎市信用保証協会

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

発展サポート保証

(中小企業成長発展支援保証制度)

| | | | | | |
|----------|---|--|-----------------|----------------|--------|
| ご利用できる方 | 川崎市内に本店又は事業所を有している法人で、次の(1)～(3)の全てに該当するもの (1)3年以上同一事業を継続していること。 (2)1期を12ヶ月とする決算書(確定申告書)を、直近3期分提出できること。 (3)直前の決算において、下記の基準(a)～(c)のいずれかを満たすこと。 | | | | |
| | | 指標 | 基準(a) | 基準(b) | 基準(c) |
| | ① | 純資産額 | 5千万円以上 3億円未満 | 3億円以上 5億円未満 | 5億円以上 |
| | ② | 自己資本比率 | 20%以上 | 20%以上 | 15%以上 |
| | | 純資産倍率 | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上 |
| | ③ | 使用総資本事業利益率 | 10%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| | | インタレスト・カバレッジ・レーシオ | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.0倍以上 |
| | 保証限度額 | 2億円 ※一般の普通保険(2億円)及び無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 | | | |
| | 対象資金 | 運転資金及び設備資金 | | | |
| | 保証期間 | 10年以内 | | | |
| 貸付形式 | 証書貸付 ただし、融資期間が1年以内の場合に限り手形貸付とすることができます。 | | | | |
| 返済方法 | 分割返済又は一括返済 | | | | |
| 保証料率 | 0.45%～1.90% | | | | |
| 貸付利率 | 金融機関所定利率 | | | | |
| 担保・連帯保証人 | (1)担保 原則として、徴求しません。 ※不動産購入資金等で担保が必要となる場合があります。 (2)保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 | | | | |
| 添付書類 | 発展サポート保証資格要件確認書 | | | | |

担当地区 川崎、幸、中原区
企業支援部企業支援課

担当地区 高津、宮前、多摩、麻生区
企業支援部北支所企業支援課

044-211-0501

044-850-0055

 川崎市信用保証協会

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

令和4年6月発行